

番号	調査対象	種類名称	人数	任命手続			主な任命資格	主な出身母体、選任時の配慮事項等	備考
				〔任命権者〕及び任命手続	任命権者以外の関与機関等	他の関連手続等			
(憲法裁判所設置国等)									
(ヨーロッパ)									
1	ドイツ	憲法裁判所 〔連邦憲法裁判所〕	16人	連邦議会及び連邦参議院が半数ずつ選出、〔大統領〕が形式的に任命	連邦議会、連邦参議院 本欄中、 は議会関係、 は行政関係、 は司法関係、 はその他。		法曹資格、40歳以上、連邦議会の被選挙権 2つある法廷(各8人)の各3人以上は連邦の最高裁判所(通常裁、行政裁など)の裁判官を3年以上務めた者	左の要件によるキャリア裁判官のほか、大学(法学)教授、各州の法務大臣が多い。弁護士からの選出はまれ。現在各法廷の4名は教授で退任後に教授で補充する傾向あり。教授については推薦する党の意向に近い者が選ばれる傾向が明白。地域バランス、女性(5名)の維持が意識される。	行政裁判所あり
		通常裁判所 〔連邦通常裁判所〕	125人	連邦法務大臣が裁判官選出委員会と共同で選出、〔大統領〕が形式的に任命	連邦法務大臣 裁判官選出委員会〔16州の法務大臣・同数の連邦議会で選ばれる委員で構成〕	連邦通常裁判所の幹部会が候補者の適性につき意見を述べる機会あり(拘束力なし)	法曹資格、35歳以上	下級裁判所裁判官からの選出が大多数。各州出身者の割合が人口比と不均衡にならないよう配慮。女性の割合(現在約7分の1)の維持も考慮。支持政党も影響。	
2	フランス	憲法裁判所 〔憲法院〕	9人	〔大統領〕、〔国民議会議長〕及び〔上院議長〕が3名ずつ任命			なし	完全な政治的任命。歴代憲法院委員の8割が官僚を含めた法律専門家(弁護士23%、大学教授22%、コンセイユ・デタ評定官17%、高級官僚8.5%、裁判官7%)。しかし、政治家や企業家が任命されることもある。	行政裁判所あり
		通常裁判所 〔破毀院〕	112人 他に原則として評決権のない調査判事が73人	司法官職高等評議会(裁判官部会)の提案に基づき〔大統領〕のデクレにより任命	司法官職高等評議会(裁判官部会)〔大統領、司法大臣、裁判官5名、検察官1名、コンセイユ・デタ評定官1名、有識者3名により構成〕	司法官職高等評議会は、提案提出前に、大統領府の技術顧問及び司法大臣代理に提案を提示、技術顧問等の見解について改めて討議をして提案を決定	司法官試補、第2級司法官、第1級司法官を順次経て昇進するルートが中心。このほか、コンセイユ・デタ常任評定官、司法裁判所系統の司法官で司法省局長又は国立司法学院長に就任していた者、コンセイユ・デタ調査官、国立大法学部教授、コンセイユ・デタ破毀院付弁護士で現又は元同弁護士会評議員(破毀院判事を含む階級外司法官一般に任命されるための要件)	左のとおりキャリア裁判官が大多数	
3	イタリア	憲法裁判所 〔憲法裁判所〕	15人	〔大統領〕、〔両議院の合同会議〕、〔破棄院・国務院(行政裁判所)・会計検査院裁判官〕が各5名を任命			上級の裁判官権を持つ裁判機関の判事及び退職判事、大学の法学部の正教授、又は20年以上の業務経験のある弁護士のいずれかに該当することが求められる。	大統領、国会によって選出される判事の任命に当たっては大統領の出身政党、国会の政党の勢力等が反映。本年、国会によって2人の判事が選任されたが、この2人は前任者の任期満了後、1人半に渡り空席となっていたポストの後任。長期間空席が生じた原因は、与党が推薦した候補について野党側の了解が得られず、しかも、与党が単独で国会における任命のために必要な議席数を確保していなかったことにある(最終的には、与党が候補を変更することにより決着)。	行政裁判所あり
		通常裁判所 〔破棄院〕	250人	〔最高司法官会議〕(大統領、破棄院長官、検事総長、裁判官から選挙により選ばれた者、両議院の合同会議から選ばれた者により構成)が任命			最低20年間の司法官(判事又は検察官)としての経験が必要。例外として、大学の法学部の正教授又は15年以上の業務経験のある弁護士について選任することが可能	大部分は下級裁判所判事から選抜。なお、最近(本年6月)選任された破棄院判事20人について見ると、平均25年の司法官としての経験を有し、3人(15%)が女性。特に出身地域、政党、人種、性別等は考慮されない。	

番号	調査対象	種類名称	人数	任命手続			主な任命資格	主な出身母体、選任時の配慮事項等	備考
				[任命権者]及び任命手続	任命権者以外の関与機関等	他の関連手続等			
4	オーストリア	憲法裁判所 [憲法裁判所]	20人	内閣、上院、下院がそれぞれの枠内で推薦し、[大統領]が任命	上院・下院 内閣		法学及び政治学の学位取得者で、最低10年間の実務経験者。内閣推薦の長官、副長官、裁判官6名及び補欠裁判官3名は、更に判事、行政事務官又は大学教授の職に就いた者でなければならない。 上記裁判官及び補欠裁判官のうち、裁判官3名と補欠裁判官2名は住所がウィーン市以外の州でなければならない。	官僚、大学教授、裁判官、弁護士	行政裁判所あり
		通常裁判所 [終審裁判所]	58人	終審裁判所が提案し、連邦首相の申請に基づき[大統領]が任命	連邦首相 終審裁判所		オーストリア国籍者で、法学修士取得者か、法学・政治学の博士取得者。		
5	ベルギー	憲法裁判所 [仲裁院]	12人	上院・下院が交互に決定するリストから[国王]が任命	上院・下院)法的な見地と政治的要請とのバランス、)共同体間利害の調整に配慮。12人の裁判官のうち、6人は仏語系、6人は蘭語系で、各言語グループ中3名は法律家(裁判官、大学教授等を5年以上務めた者)、3名は8年以上連邦議会の議員であった者。仲裁院長は、各言語グループの長が1年毎に交替で務める。	現在全員男性	行政裁判所あり
		通常裁判所 [破棄院]	30人	司法高等評議会の推薦に基づき[国王]が任命。国王が同意しない場合は再度推薦を行う。	司法高等評議会[現職裁判官から互選で選ばれる者と上院の賛成により任命される委員により構成]		半数は仏語系で半数は蘭語系。15年以上の法律業務につき、一番最近の10年間は司法官であることが必要。	裁判官から選出。 男女比は、現在男27名、女3名。	
(アジア)									
6	タイ	憲法裁判所 [憲法裁判所]	15人	最高裁判事の互選により5名、最高行政裁判事の互選により2名、上院が選考委員会の作る推薦者名簿から法律学者5名・政治学者3名を選出し、[国王]が任命	上院 最高裁判事、最高行政裁判所判事 選考委員会[最高裁長官、国立大学法学部長等の互選による4名、国立大学政治学部長等の互選による4名、政党代表の互選による4名で構成]		最高裁判所判事、最高行政裁判所判事、法律学者及び政治学者。学者については出生による国籍を有する45歳以上の者で、選挙権・下院の被選挙権を有する者等	任命資格のとおり。	行政裁判所あり
		通常裁判所 [最高裁判所]	85人	司法委員会の承認を受けた人事案に基づき[国王]が任命	司法委員会[最高裁長官が委員長、初級裁、控訴裁及び最高裁から4名ずつ互選された委員、上院選出の委員2名により構成]	国王への奏上後、枢密顧問官の意見により受け入れられないことがある。	裁判官採用試験の合格	すべてが「プロパー裁判官」であり、下級審でのキャリアを積んだ者から登用される。	

番号	調査対象	種類名称	人数	任命手続			主な任命資格	主な出身母体、選任時の配慮事項等	備考
				[任命権者]及び任命手続	任命権者以外の関与機関等	他の関連手続等			
7	大韓民国	憲法裁判所 [憲法裁判所]	9人	3人を大統領が、3人を国会が、3人を大法院長がそれぞれ指名ないし選出して、[大統領]が任命する。裁判所長については更に国会の同意を得て[大統領]が任命	国会 大法院長		裁判官の資格を有する者(司法試験・司法修習修了等)で、15年以上の「法曹経歴(判事、検事、弁護士などの実務経歴)」を有する40歳以上の者。		
		通常裁判所 [大法院]	14人	国会の同意を得て[大統領]が任命	国会		満40歳以上で、15年以上の「法曹経歴」を有する者。	大法院長及び大法官の直前の経歴 大法院長:弁護士(その前は大法官・民事地方法院長を歴任) 大法官:判事(法院行政処次長を含む。)11名、弁護士1名、検事1名	
8	台湾	憲法裁判所 [大法官]	16人	[大統領]が推挙し国民大会の同意を得て任命	国民大会	総統提名小組(法律上の根拠なし)が、大統領に推挙者のアドバイスをを行う。	10年以上最高法院の裁判官の職にあり考課が卓越な者 9年以上立法委員の職にあり特殊な貢献がある者 10年以上大学の法律学の主要科目を担当し専門著作がある者 国際法廷の裁判官の職にあった者、又は公法学ないし比較法学に関する著名な専門書がある者 法学を研究し政治経験を豊富に積んだ名声卓越な者。このうち特定の要件を満たす大法官の人数は全員の3分の1を上回ることができない。	支持政党という要素が最も考慮される。	行政裁判所あり
		通常裁判所 [最高法院]	79人	司法院の[人事審議委員会](司法院院長、同副院長、同秘書長、最高法院院長、最高行政法院院長、公務員懲戒委員会委員長、司法院各業務庁長、最高法院の裁判官代表1名、最高行政法院裁判官と公務員懲戒委員会委員の代表1名、高等法院裁判官の代表2名、高等行政法院裁判官の代表1名及び地方法院裁判官の代表7名により構成)が任命		最高法院、最高行政法院及び司法院が任命資格のある者から選んだ推薦リストを作成	高等法院裁判官又は高等検察庁検察官の職に通算4年以上あり考課優秀な者 高等法院裁判官又は高等検察庁検察官の職、及び地方法院裁判官兼院長又は地方検察庁検察官兼総長の職に通算して4年以上あり考課優秀な者 大学法学部又は法学大学院を卒業し法律学の主要科目を担当し専門著作がある教授で、司法院又は法務部の審査により高等法院裁判官又は高等検察庁検察官の職についた者	ほとんどは裁判官出身者。その選任に際し最も考慮される要素は、年齢や支持政党等ではなく、裁判官の司法研修所修了の期別	

番号	調査対象	種類名称	人数	任命手続			主な任命資格	主な出身母体、選任時の配慮事項等	備考
				[任命権者]及び任命手続	任命権者以外の関与機関等	他の関連手続等			
(憲法裁判所非設置国)									
(北アメリカ)									
9	アメリカ合衆国	通常裁判所 [連邦最高裁判所]	9人	[大統領]が指名し、上院の助言と同意を得て任命	上院	法務総裁(Attorney General)が推薦。上院司法委員会の審査ではアメリカ法律家協会(ABA)の評価も参考	なし(国民であることも要求されない)	法律家としての適格性 党派的考慮(大統領が自分の党の人間を指名するのは当然) 候補者の政治的・思想的傾向など	
10	カナダ	通常裁判所[最高裁判所]	9人	枢密院の議を経て[総督]が任命(実質的には司法大臣に補佐された首相が指名)	枢密院、首相、司法大臣		州上位裁判所裁判官又は10年以上の弁護士実務経験	法的には、少なくとも3名がケベック州出身である必要。慣例として、3名がオンタリオ州、2名がカナダ西部諸州、1名がカナダ大西洋沿岸諸州から選出。少なくとも2名以上が女性(現在は3名が女性)。	
(南アメリカ)									
11	ブラジル	通常裁判所 [連邦最高裁判所]	11人	上院の承認を得て[大統領]が任命	上院		35歳以上65歳以下で、卓越した法知識を有し、廉潔の名声のある者。かつ、出生によりブラジル国籍を有する者。	法務大臣等の閣僚経験者の任命が目立つ。	
(ヨーロッパ)									
12	オランダ	通常裁判所 [最高裁判所]	34人	最高裁が6名の候補者を推薦。その候補者につき下院が3名を推薦(通常は最高裁の順位上位3名)、[女王]が任命するが、実質的にはその前に閣議決定により政府が第一順位の候補者を選出	下院 政府 最高裁		法曹資格	約50パーセント以上がキャリア裁判官、その余が大学教授、税務専門家、弁護士等の法律実務家。後者の中では、大学教授及び税務専門家の割合が高まっている傾向。女性は3名のみ。出身母体毎の特別な人数枠はなく、出身地域や支持政党といった要素は考慮されない。	行政裁判所あり
13	スイス	通常裁判所 [連邦最高裁判所]	判事30人、非常勤判事30人	[連邦議会]が選任			連邦議会下院の被選挙権を持つスイス国民。法曹資格不要。憲法及び法律により、各公用語のバランスを考慮することとされている。	ほとんどの裁判官は、政党から推薦。正式な諮問機関はない。考慮される要素は、裁判官としての資質のほか、言語、宗教、政党、州及び性別がバランスの取れたものとなること。現在全裁判官が法曹資格を保有し、裁判官、弁護士、大学教授、連邦行政部門出身。30名中6名が女性	通常裁判所の他に連邦保険裁判所あり
14	スウェーデン	通常裁判所 [最高裁判所]	16人	[政府]が任命			スウェーデン国籍を有すること及び法学修士の資格を有すること。スウェーデンにおいては、最高裁判所裁判官を含む公務員の任命は、経験、能力等によりに基づいて行われるべきとされているが、両性の平等の促進を例外的に考慮。	任命に関しては、違った職務経験を有する者によって構成されることが望ましいとされている。現在の最高裁判所裁判官は、職業裁判官、弁護士又は法学者出身。現在の最高裁判所裁判官のうち31パーセントが女性。	行政裁判所あり
15	デンマーク	通常裁判所 [最高裁判所]	18人	裁判官任命委員会の助言による法務大臣からの推薦に基づき[女王]が任命。裁判官任命委員会の助言に従う義務はないが、これまでのところ法務大臣が異なった推薦をした例はない。	法務大臣 裁判官任命委員会[最高裁判事1名、高裁判事1名、地裁判事1名、弁護士1名及びデンマーク社会の幅広い利益を代表する団体により任命された者2名により構成]		裁判官一般の資格については、法学部卒業後、技能を通常デンマーク高等裁判所のうち1つで9か月間テスト(3名の裁判官による合議体の1名となり判断に加わる)され、高等裁判所所長から評価されることが必要。裁判官任命委員会は、この評価を重視。最高裁判所判事への任用については、最高裁判所において少なくとも4つの事件につき判断し適性があることを証明しなければならない。	法律で要求される前職はないが、裁判官任命委員会は裁判官が法律職のあらゆる部門、例えば副判事、文官及び弁護士などから採用されることが促進されることを期待。すべての採用は出身地、人種及び性別と関係なく公平に扱われる。	

番号	調査対象	種類名称	人数	任命手続			主な任命資格	主な出身母体、選任時の配慮事項等	備考
				〔任命権者〕及び任命手続	任命権者以外の関与機関等	他の関連手続等			
16	ノルウェー	通常裁判所 〔最高裁判所〕	19人	法務警察省の推薦により〔国王〕が任命。裁判官の任命のための特別顧問評議会が推薦リストを提出するが、推薦に従う義務はない。	法務警察省 特別顧問評議会〔裁判官 及び司法関係代表者で構成〕		30歳以上で、大学法学部を最高の成績(laudabilis)で卒業していること、ノルウェー国籍保有者で経済的な支払い能力がある(solvent)こと	裁判官はあらゆる法律分野の専門家に門戸が開放されているが、実際には中央省庁及び検察機関での職務経験者が多い。公開討論では、民間部門からの最高裁判所裁判官への登用が求められている。高等裁判所あるいは最高裁判所の裁判官には下級裁判所裁判官を経験した者が存在するが、下級裁判所から上級裁判所への昇進というモデルは存在しない。	
17	連合王国	通常裁判所 〔上院〕	12人	大法官(上院議長であり、閣僚)の助言に基づく首相の推薦により〔女王〕が任命	首相 大法官	大法官は、慣例上、他の常任上訴貴族その他のシニア裁判官たちに意見を聞く。	15年以上(a)最高法院における弁論権を有している者(b)スコットランドのadvocate(スコットランドにおけるバリスタ)あるいはスコットランド民事上級裁判所及びスコットランド刑事上級裁判所(High Court of Justiciary)における弁論権を有しているソリシタ(c)北アイルランドバリスタ協会の実務会員	實際上、常任上訴貴族は、経験豊かなイングランド・ウェールズ控訴院判事、スコットランド民事上級裁判所判事、北アイルランド控訴院判事の中から任命。ソリシタから常任上訴貴族に就任した者はいない。完全な招聘制で、公募制は採用されていない。	
(オセアニア)									
18	オーストラリア	通常裁判所 〔連邦最高裁判所〕	7人	〔連邦総督〕が行政評議会(内閣構成員が構成)の議決を経て任命(実質的には内閣が法務大臣の推薦に基づき任命)	行政評議会、内閣、法務大臣	連邦法務大臣は各州法務大臣に相談しなければならない。	次のいずれの要件を充たす必要。国会によって創設された裁判所の裁判官が、州又は特別地域の裁判官であったこと。5年以上事務弁護士又は法廷弁護士として登録されているか、連邦最高裁又は州・特別地裁最高裁の法実務家として5年以上登録されていること。		
(アジア)									
19	インド	通常裁判所 〔最高裁判所〕	23人	〔大統領〕が、最高裁裁判官及び州高等裁判所裁判官の中から必要と認める者と協議(最高裁長官とは常に協議)して任命	最高裁裁判官、州高等裁判所裁判官		インド公民であり、かつ以下の条件の一つを満たす者。(a)少なくとも5年間、同一高等裁判所の又は引き続き二つ以上の高等裁判所の裁判官であった者。(b)少なくとも10年間、同一高等裁判所の又は引き続き二つ以上の高等裁判所の弁護士であった者。(c)大統領が優れた法律学者と認めた者。	最高裁長官の他、22名の裁判官のうち、女性は1名のみ。選定過程は公にはなっていない。	
20	インドネシア	通常裁判所 〔最高裁判所〕	51人	国会の承認を得て〔大統領〕が任命	国会		最低50歳であること、高等裁判所における主席判事経験が最低5年であること、高等裁判所における判事経験が最低10年あること。これを満たさない場合も、法曹関係の仕事に最低15年従事した経験があること。	現在の最高裁判事(35名)のうち2000年9月に任命された16名の主な経歴は以下の通り。なお、残り19名はすべて高等裁判所主席判事および判事出身。高等裁判所主席判事5名、大学教授5名、高等裁判所判事2名、弁護士1名、公証人1名、宗教裁判所判事1名、国家人権委員会委員1名、元法務大臣(大学教授)1名	行政裁判所あり。憲法裁判所を設置することとされているが、未設置
21	シンガポール	通常裁判所 〔最高法院〕	14人	首相の助言に基づき〔大統領〕が任命	首相		合計で10年以上法曹法(Legal Profession Act)2条に掲げる要件保持者であること。要件保持者とは、1993年4月30日以前には マラヤ大学等3大学の法学士の卒業試験合格者 イギリスの法曹資格を有する者等、同日以降は大法官が法曹教育委員会と協議して定める規則に基づく資格と要件を有する者、又は法曹教育委員会が認定した者	最近(1997年から2002年)選任された4名中、2名は政府の法律部門であるSingapore Legal Service出身であり、2名は上級法律顧問でかつ最も優秀な開業弁護士という経歴の持ち主。政府部門及び民間部門より、それぞれ優秀な者を選任するという傾向が見られる。	

番号	調査対象	種類名称	人数	任命手続			主な任命資格	主な出身母体、選任時の配慮事項等	備考
				[任命権者]及び任命手続	任命権者以外の関与機関等	他の関連手続等			
22	中華人民共和国	通常裁判所 [最高人民法院]	判事100人程度、判事補100人程度	[全国人民代表大会]及び[同常任委員会]。判事補は最高人民法院長			中国国籍 満23歳以上 憲法を守る政治と業務の素質が良好で品行も良好 身体が健康 高等院校の法律学科を卒業し若しくは高等院校法律学科以外を卒業して法律知識を備え、法律に関する仕事に満3年間従事したこと、又は法律に関する修士・博士の学位を得、若しくは法律以外の修士・博士の学位を得て法律知識を備え、法律に関する仕事に満2年従事したこと	殆どが裁判官であるが、大学教授、検察官、弁護士などの出身も少数いる。出身母体は考慮されていない。支持政党については制度上は特段の規定はないが、運用上中国共産党員が大部分を占める。出身地域、人種、性別については特段の考慮をすることはなく、能力の有無だけが基準	行政裁判所あり
23	フィリピン	通常裁判所 [最高裁判所]	15人	法曹評議会が少なくとも3名を推薦し、1名を[大統領]が任命。大統領は、リスト外の者を任命することはできないが、候補者の追加を要請することができる。	法曹評議会[最高裁長官、司法長官、上院・下院各1名の代表、法曹界代表1名、法律学者1名、退官した最高裁判事1名及び民間代表1名で構成]		出生によりフィリピン国籍を取得した40歳以上のフィリピン人で、裁判官に相応しい能力と人格を有し、フィリピン国内で法律実務に15年以上従事していること。	制度上、出身地域や出身母体等に関する考慮はない。例えば歴代最高裁裁判長についてはルソン島(マニラの比最大の島)及びヴィサヤ地方出身者に偏っており、ミンダナオ島出身者は皆無。現在の最高裁判所裁判官については、出身校別ではフィリピン大学卒が圧倒的に多く、裁判官及び弁護士として長い経験を有する者の他、閣僚や大統領法律顧問などの要職経験者も散見。	
24	マレーシア	通常裁判所 [連邦裁判所]	原則8人	首相の助言に基づき[国王]が任命(連邦裁判所長官任命の際を除き、首相が連邦裁判所長官と協議)	首相 連邦裁判所長官		国内において法曹としての実務経験を10年以上持つこと	実質的に指名権を持つ首相が、裁判官としての経験が豊富な人材の中から自由な判断で選んでいる。	宗教裁判所あり

参考資料: 在各国大使館の調査訓令回答
研究者による報告(アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ、フランス、台湾、ブラジル、オーストラリア)
最高裁判所判例調査会編「世界の裁判所」、各国大使館・政府ホームページ等

注: 配列は、憲法裁判所設置国・非設置国(未設置国を含む。)の順とし、これを地域ごとに配した(調査グループ員の報告があるものを相対的に上位とした。)。本資料については、現時点までのとりまとめであり、今後修正される可能性がある。